

小平市まちの環境美化条例 逐条解説

令和4年4月
環境部環境政策課

(目的)

第1条 この条例は、小平市（以下「市」という。）、市民等及び事業者が一体となって環境美化の推進に取り組むため、それぞれの責務を明らかにするとともに、ごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の禁止その他の必要な事項を定めることにより、環境美化の意識の向上を図り、環境美化に関する活動の実践及び参画を推進し、もって住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

【趣旨】

条例の目的を示しています。

条例を解釈するときの指針となるものです。

【解釈・運用】

条例では、市内に居る全ての方に対し、まちの環境美化に関する意識の向上を図り、環境美化活動の実践や参画を推進するため、市・市民等・事業者それぞれの責務として実践する行動やマナーを示しています。また、禁止事項として、ごみのポイ捨てや飼い犬等のふんの放置の禁止を明確にしています。

そうしたことによって、「きれいなまちは私たちの手で」のスローガンのもと、住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図ることを目的に、条例を制定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下この号及び次号において「市内」という。）に居住する者、市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (3) ごみ 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製の容器包装その他の容器包装及びこれらに収納されていた物並びにたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす並びに紙くずをいう。
- (4) 飼い犬等 自己が飼育し、又は管理する犬その他の動物をいう。
- (5) 公共の場所等 道路、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。

【趣旨】

条例で使用する用語の意義を明確にし、解釈上の疑義を無くすため、それぞれの定義付けをしています。

【解釈・運用】

(1) 市民等には、在住・在勤・在学者や市内で活動する人のほか、通過する人や一時的に滞在する人など、市内に居るすべての人が含まれます。

(2) 事業者には、市内で事業活動を行う人のほか、法人などの団体が含まれます。

(3) ごみには、一般的にポイ捨てされることの多い、飲み物や食べ物などを収納するためのビン・カン・ペットボトル・プラスチック製容器包装などの容器包装類のほか、食べ残しや飲み残し、あるいは使った後に残ったものなど、容器包装にもともと収納されていた中身も含まれます。その他、たばこの吸い殻・チューインガムのかみかす・紙くずも含まれます。

なお、まとまった量の家庭ごみ・電化製品・粗大ごみなどの不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて対応することとし、条例の対象には含まれません。

(4) 飼い犬等には、犬以外にも猫や、その他愛玩動物として飼育されている哺乳類・爬虫類・鳥類などの動物も含まれます。

(5) 公共の場所等には、道路・公園・駅・緑地・公共施設などの公共的空間のほか、民家や事業所の敷地など、自己所有土地以外の私有地も含まれます。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化に関する活動への支援、意識の啓発その他の環境美化に係る施策を実施するものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するために、市が果たす責務を規定したものです。

【解釈・運用】

市は、自らの責務として、環境美化に関する取組を実施するとともに、市民等への環境美化意識の啓発・向上に努め、また、市民等や事業者による自主的な環境美化活動への支援を行うことを規定しています。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、第1条の目的を理解し、環境美化を推進するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 自らまちを清潔に保全すること。
- (2) 自宅及びその周辺において環境美化に関する活動を行うこと又は自治会その他の地域の団体による当該地域の環境美化に関する活動に協力すること。
- (3) 屋外において生じさせたごみは、自らの責任において適正に処理すること。
- (4) 飼い犬等を散歩、運動その他の目的により外出させるときは、ふん尿を処理するための用具を携帯すること。
- (5) 歩行中又は自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の乗車中において喫煙しないこと。
- (6) その他市の実施する環境美化に関する施策に協力して取り組むこと。

【趣旨】

条例の目的を達成するために、「きれいなまちは私たちの手で」のスローガンのもと、市民等がまちの環境美化に関して実践する行動やマナー、目標などを規定したものです。

なお、責務とは、強制されるものではありませんが、市民等の一人一人が条例の目的を理解し、各々の状況に応じて実践や順守に努めるものとして示すものです。

【解釈・運用】

(1) まちの清潔な保全については、まちの環境美化を推進するため、まずは市民等の一人一人がまちを汚さないこと、清潔に保つことを掲げています。まちを清潔に保全することで、ごみのポイ捨てやふんの放置がされにくい環境づくりにつながります。

(2) 自宅やその周辺、あるいは自治会等の環境美化活動への協力については、市ではこれまで、クリーン作戦として、地域住民や自治会等による地域の清掃活動を推進し、多くの方や団体にご協力いただけてきました。引き続き、地域に根差した環境美化活動を推進するため、市民等の一人一人がそれぞれの状況に応じて協力いただくことを掲げています。

(3) 屋外でのごみの適正処理については、ごみのポイ捨てを禁止事項として定めていることを踏まえ、屋外で生じたごみの散乱を防止するため、持ち帰って分別し資源やごみの収集に出す、あるいは購入した店舗等の回収ボックスに出すなど、適正に処理することを掲げています。

(4) ふん・尿の処理用具の携帯については、飼い犬等のふんの放置を禁止事項と定めていることを踏まえ、飼い主においては、散歩や運動など飼い犬等を外出させる際には、ふんを持ち帰るための用具や尿を処理するための用具（尿の臭いなどを薄めるための水など）を携帯することを掲げています。

(5) 歩行中等の喫煙については、市ではこれまで、喫煙マナーアップキャンペーンを展開し、吸い殻のポイ捨てと合わせて歩きたばこの防止に努めてきました。このことを踏まえ、吸い殻のポイ捨てを防止し、喫煙マナーの向上を図るため、歩行中等には喫煙しないことを掲げています。

なお、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車については、乗車中の吸い殻の処理は困難である場合が多く、ポイ捨てにつながる可能性が高いことから対象に含めていますが、自動車については灰皿がついているなど吸い殻を処理できる環境であることが多いため対象外としています。

(6) その他環境美化施策への協力については、(1)～(5)の事項のほか、まちの環境美化の推進のため、市が自らの責務として実施する環境美化の取組に対し、状況に応じて協力いただくことを掲げています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を理解し、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他の環境美化に関する活動に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う環境美化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

条例の目的を達成するために、「きれいなまちは私たちの手で」のスローガンのもと、事業者が、まちの環境美化に関して実践する行動を規定したものです。

【解釈・運用】

事業者の責務として、条例の目的を理解し、事業所やその周辺において、自ら環境美化活動に努めるとともに、市が自らの責務として実施する環境美化の取組に対し、状況に応じて協力いただくことを掲げています。

(禁止事項)

第6条 市民等は、公共の場所等において、みだりにごみを投棄してはならない。

2 市民等は、飼い犬等のふんを公共の場所等に放置してはならない。

【趣旨】

まちの美観を保全し、快適な生活環境を確保するため、市民等に対し、公共の場所等において、市民等が守らなくてはならない禁止事項を規定したものです。

【解釈・運用】

まちの美観を保全し、快適な生活環境を確保するため、公共の場所等においてごみをポイ捨てすることを禁止しています。

同様の観点から、公共の場所等において飼い犬等のふんを処理せず放置することを禁止しています。

(環境美化推進重点地区の指定)

第7条 市長は、特にごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置を防止することにより、環境美化を推進する必要があると認める地域を、環境美化推進重点地区（以下この条及び次条において「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、重点地区を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

【趣旨】

まちの環境美化を特に推進する「環境美化推進重点地区」の指定等について規定したものです。

【解釈・運用】

市は、その地区のごみのポイ捨ての状況などを踏まえ、ごみのポイ捨てやふんの放置の防止対策を重点的に取り組み、まちの環境美化を特に推進する必要があると判断される地区について、環境美化推進重点地区に指定することができます。

市は、状況の変化によって必要が生じた場合には、環境美化推進重点地区の変更や解除を行うことができます。

また、環境美化推進重点地区の指定・変更・解除を行った際は、告示により周知します。

告示する事項については、施行規則第2条に規定しています。

【施行規則】

(環境美化推進重点地区の告示)

第2条 条例第7条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 環境美化推進重点地区（次号及び次条第2項第4号において「重点地区」という。）を指定し、変更し、又は解除する範囲
- (2) 重点地区を指定し、変更し、又は解除する日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指導員)

第8条 市長は、重点地区において第10条第1項の規定による指導を行うため、規則で定めるところにより、指導員を置くことができる。

【趣旨】

環境美化推進重点地区において必要な指導を行うための、環境美化指導員の設置について規定したものです。

【解釈・運用】

市は、環境美化推進重点地区内をパトロールし、禁止事項の行為者に対する必要な指導、環境美化の啓発、地区内の清掃活動等を行うため、指導員を置くことができます。

指導員の名称・業務・指導員証については、施行規則第3条に規定しています。

【施行規則】

(指導員の業務等)

第3条 条例第8条に定める指導員の名称は、小平市環境美化指導員（以下この条において「指導員」という。）とする。

2 指導員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 環境美化を推進するための市民等に対する啓発
- (2) ごみを投棄する者に対する指導
- (3) 飼い犬等のふんを公共の場所等に放置する者に対する指導
- (4) 重点地区及びその周辺における清掃活動
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 指導員は、前項の業務を行うときは、小平市環境美化指導員証（別記様式第1号）を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(ごみゼロデー及びみんなでまちをきれいにする週間)

第9条 市民等、事業者及び市が一体となって環境美化に関する活動を推進するため、ごみゼロデー及びみんなでまちをきれいにする週間を設ける。

2 ごみゼロデーは毎年5月30日以降の最初の日曜日とし、みんなでまちをきれいにする週間は毎年10月1日から同月7日までとする。

【趣旨】

市では年間を通じて、地域住民や自治会等による地域の環境美化活動を支援していますが、年2回の環境美化活動を重点的に推進する期間を設けるため、ごみゼロデー及びみんなでまちをきれいにする週間について規定したものです。

【解釈・運用】

地域が一体となって環境美化活動を推進するための期間として、ごみゼロデー及びみんなでまちをきれいにする週間を設けることについて規定しています。

ごみゼロデーについては、「ごみゼロ」の語呂を合わせて、毎年5月30日以降の最初の日曜日と規定しています。

みんなでまちをきれいにする週間については、季節の変わり目であり、衣替えの時期とも重なることや、穏やかな気候など、環境美化活動に適した時期であることから、毎年10月1日から同月7日までの一週間と規定しています。

(指導、勧告及び命令)

第10条 市長は、第6条の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、及び公共の場所等を原状に回復するよう指導することができる。

2 市長は、正当な理由がなく前項の規定による指導に従わなかった者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わなかった者に対し、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

【趣旨】

ごみのポイ捨てやふんの放置といった第6条に規定する禁止事項の行為者に対しては、市は直ちに過料を科すのではなく、行為を中止し、その場所の原状を回復するよう、指導・勧告・命令と順を追って対処することについて規定したものです。

【解釈・運用】

禁止事項の行為者に対しては、行為の中止やその場所の原状回復について、まずは口頭による指導を行うことができることを規定しています。

その指導に従わない場合には、指導に従うよう、口頭又は書面による勧告を行うことができることを規定しています。

その勧告にもなお従わない場合には、期限を定めて勧告に従うよう、書面により命令することができることを規定しています。

なお、指導については指導員又は市職員により行うこととし、勧告及び命令については市職員により行います。

指導・勧告・命令の方法については、施行規則第4条に規定しています。

【施行規則】

(指導、勧告及び命令)

第4条 条例第10条第1項の規定による指導は、口頭により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による勧告は、口頭又は勧告書(別記様式第2号)により行うものとする。

3 条例第10条第3項の規定による命令は、命令書(別記様式第3号)により行うものとする。

(過料)

第11条 市長は、前条第3項の規定による命令に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

【趣旨】

地方自治法第14条第3項では、都道府県及び市町村は、条例において、その条例に違反した者に対し過料を科する旨の規定を設けることができるとしています。

本条例においても、条例の実効性を確保するために、ごみのポイ捨てやふんの放置といった第6条に規定する禁止事項の行為者に対し、第10条に規定する指導・勧告・命令を予め行った上で、命令にもなお従わない場合に過料を科すことについて規定したものです。

【解釈・運用】

違反行為に対する是正措置の対応として、市はまず指導を行い、その指導に従わない場合は勧告を行い、勧告にも従わない場合は命令することができることとしており、この命令にもなお従わない場合には、5万円以下の過料を科すことと規定しています。

なお、過料の額については5万円以下と規定しており、実際に過料を科す場合の額については、他の自治体の事例等を参考にし、違反の状況等を考慮して決定します。

過料を科す際に交付する通知書については、施行規則第5条に規定しています。

【施行規則】

(過料)

第5条 市長は、条例第11条の規定により過料を科するときは、過料を科すべき者に対し過料処分通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

条例の施行に伴い、実際に運用していくために必要な具体的な事項を規則で定め、それに沿って条例施行に係る事務処理を行っていくものです。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

【趣旨】

環境基本法第10条第2項では、毎年6月5日を「環境の日」と定めています。また、環境省では、環境の日に合わせて6月の1か月間を「環境月間」としており、全国でも様々な環境に関する行事が行われています。

本条例の施行日については、環境に対する市民等の関心を集める絶好の機会である環境月間に合わせることが、周知啓発や理解の促進に最もつながるものと捉え、令和4年6月1日と規定しています。